3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の入札説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式）に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和２年７月３日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）６⑵を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・○○設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。

提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092－471－6331（内線2521、2522）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年３月31日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　令和２年３月31日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。

またこの場合において、４⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る参加表明書の提出期限までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

ただし、２②による場合は、開札日までには設計共同体としての資格の認定を受ける必要がある。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「九州管内航空レーザ計測業務○○・○○設計共同体」とする。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和２年７月３日

国立大学法人九州工業大学学長　尾家　祐二

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　工学専門教育研究用計算機システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和２年度３月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

①　計算機端末は、総合研究１号棟２階のＳ２―252、Ｓ２―251及び教育研究５号棟４階の学生実験室１、３階の学生実験室２、附属図書館本館１階、総合教育棟１階（工学部教務係前）にそれぞれ設置され、すべて同時に利用可能であるとともに、どの端末を使用しても同一の利用環境が提供されること。また、これらの端末の運用管理が容易に行えるような管理システムを有すること。

②　各端末は、Microsoft Windows等及びLinux等のＵＮＩＸ互換ＯＳの両方が利用可能であり、それらの利用者ＩＤは本学に既に導入されている統合ＩＤ管理システムと接続して一元的な管理が可能であること。

③　各端末に接続して講義及び実験に利用可能な周辺装置を提供すること。

④　各端末や管理用サーバ類を学内幹線ネットワークに接続して利用するためのネットワーク接続装置を提供すること。また、すべてのスイッチのポート及びサーバ等のネットワークインタフェースはGigabit Ethernet以上に対応していること。

⑤　ネットワーク接続に必要なケーブル等の敷設工事を行うこと。

⑥　ソフトウェアについては、バージョンアップに逐次対応すること。

⑦　セキュリティに関連する問題に対して、迅速かつ適切に対応すること。

⑧　システムの運用管理に対してできる限り省力化、省エネルギー化、省スペース化がはかられていること。

⑨　障害時に迅速な対応が行われる保守体制が整っており、安定した運用が可能であること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和２年８月３日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒804―8550 北九州市戸畑区仙水町１－１　九州工業大学　会計課契約第一係　中村　昌樹　電話093―884―3029

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和２年７月３日から令和２年８月３日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。